

## 令和2年度（2020年度）に係る定期監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査結果の報告

令和2年度（2020年度）に係る定期監査の結果については、令和3年6月11日及び9月7日に議会、知事及び関係ある委員会等に報告（北海道公報第214号及び第238号で公表）した。

### 第2 監査の結果の基づき講じた措置

#### 【一般会計及び特別会計】

#### 1 不適切な会計処理等を行っているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>《指摘事項》</b>	
<p>(1) 自動車税及び自動車取得税の減免等申請書の提出があった場合は、要件の審査を行い、減免に該当したときは、減免の決定を行わなければならないが、減免等申請書を紛失したため、減免の処理を行うことができず、私費により自動車税を納税しているものが、2件、10万6,000円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>減免申請書の受付を複数人で行い、回付（決裁）に当たっては、別の職員が申請書の内容を確認し、認印を押印します。 また、紛失防止のため、減免申請書の保管場所を定め、再発防止に努めます。</p>
<p>(2) 歳入の調定は、納入通知書の発行から納期までが、著しく短期間にならないよう、適期に行い、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものや、調定を行ってから直ちに納入通知書を送付していないもの、さらには、納入通知書に記載された納入期限を過ぎてから納入通知書を送付しているものが、115件、460万2,551円あった。 (オホーツク教育局)</p>	<p>歳入の調定に当たっては、関係法令等を遵守し、調定の遅延や調定漏れのないよう、業務の進捗状況の把握を徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>(3) 賃貸借契約を行う場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず契約を締結しているものが、13件、551万6,610円あった。 また、同契約において、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、24件、70万6,130円あった。 (農業大学校)</p>	<p>賃貸借契約の締結に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、内部牽制・相互牽制が機能するよう、年間事務処理計画を作成して、進捗状況の情報共有を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>(4) 郵便切手の購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、5万5,048円あった。 また、郵便切手の受払いの記録は、受払簿等により行うこととされているが、これを行っていなかった。(後志総合振興局)</p>	<p>郵便切手の購入に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、物品管理事務取扱要領に基づく受払いの記録簿を作成するとともに、定期的なスケジュールによる購入時期の共有や管理職も含めた枚数等に係るダブルチェック体制の強化など再発防止に向けた改善に取り組みました。</p>

<p>(5) 委託業務の契約手続において、入札後に予定価格の積算誤りが判明した際、契約締結前であったことを理由に、入札の効力を取り消すことなく予定価格を訂正し、落札宣言した者とは別の相手方と契約を締結しているものが、2件あった。(石狩教育局)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、予定価格の意義等について、周知徹底するとともに、積算内容を複数の職員でチェックするなど、内部牽制を強化し、再発防止に努めます。</p>
---	---

## 2 公金の亡失が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>《指摘事項》</b>	
<p>道税収入管理事務処理要領等に基づき、前日領収し保管していた道税に係る現金について、令和2年(2020年)7月28日、指定金融機関に払い込むため、耐火金庫から手提げ金庫を取り出し、中身を確認したところ、金庫内に保管していた85万8,200円全額の亡失があった。(上川総合振興局)</p>	<p>公金の管理に当たっては、金庫管理責任者を納税課長に指定し責任を明確化するよう組織的な業務執行管理を行い、鍵の保管をダイヤル式鍵収納箱による施錠保管とするとともに、定期的な暗証番号の変更による安全性を担保するほか、金庫保管場所に新たに防犯カメラを設置し管理体制を強化しました。</p> <p>また、保管現金等の受払い及び保管前のクロスチェック時においては、金庫保管責任者が金庫管理簿を使用して受払いを行うとともに、金庫開閉時には金庫管理責任者と開閉立会人の下で、金庫管理簿に記載された金額等と保管現金等の同一性の確認を行い牽制機能の強化をするほか、夜間金庫の利用基準を改め、立会人を新設するなど改善を図り、適正な事務処理を実践するとともに、関係法令等を遵守し再発防止に努めます。</p>

## 3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの【道税収入】</b>	
<p>道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取り組みを継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然として、その額は多額となっている。</p> <p>道税は、自主財源の根幹であり、収入確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と滞納の実態に応じた更なる効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。</p> <p>(総務部)</p>	<p>道税収入については、これまで重点的に徴収強化を図ってきた個人道民税と自動車税種別割のほか、それ以外の税についても、徴収対策を強化するなど、道税収入の確保に努めます。</p> <p>具体的には、個人道民税については、各総合振興局等において、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、道と市町村が連名で行う共同催告や道が滞納事案を引き受けて直接滞納処分を行う直接徴収や徴収嘱託など、市町村の実態に即した効果的な取組を行うとともに、平成29年(2017年)10月に採択した「北海道と道内全市町村による個人</p>

住民税の特別徴収推進宣言」を踏まえ、引き続き、特別徴収の更なる推進に向けた取組を行います。

自動車税種別割及びその他の税については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。

また、令和4年度（2022年度）からスマートフォンアプリ等を活用した電子マネーによる納税を導入し、収納チャンネルの多様化を図るとともに、コンビニ納税やインターネットを利用したクレジットカード納税についても、引き続き、広く周知を行うなど、道税広報の充実を図り、自主納税の推進や新たな収入未済の発生防止に努めます。

## 《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの 【税外諸収入】

### (1) 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、連帯保証人への催告回数を増やすことや過年度未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（保健福祉部）

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、貸付時に面談を実施の上、償還の意識付けを図るほか、償還金の納入については、原則、口座振替払によることとしています。

また、滞納者に対しては、電話や文書、個別訪問による催告等を引き続き実施するほか、償還促進特別対策期間を設定し、滞納者への償還勧奨を強化する「償還促進特別対策事業」を実施します。

なお、上記取組後も引き続き償還の見込みがないと判断される滞納者については、民間の債権回収会社への委託を行い、未収金の効果的・効率的な回収の取組を進め、収入未済額の縮減に努めます。

児童保護措置費徴収金に係る収入未済については、滞納世帯の生活状況の把握に努め、電話や文書による催告活動を徹底します。また、児童相談所との連携をより密にし、情報共有の徹底、情報の早期伝達に努めます。

児童扶養手当返還金に係る収入未済については、各振興局において町村との連絡を密にし、債権発生未然防止を図るとともに、債権が発生した場合は、情報を迅速に本庁に伝え、早期対応に努めます。

また、電話や文書による催告活動を徹底し、収納率の向上に努めます。

生活保護費返還金に係る収入未済については、保健福祉部で毎年度実施している各振興局に対する生活保護法施行事務監査の場において、滞納者に対する催告の実施のほか、一括して納入することが困難な場合の履行延期の特約及び被保護

	<p>者の申出による保護費からの直接徴収の活用、さらに収入未済の発生防止に向けた取組状況について聴取の上、助言指導を行うなど、債権自体の発生防止や収入未済の縮減に取り組んでおります。</p> <p>しかしながら、収入未済額は多額であることから、令和3年度（2021年度）においても生活保護法施行事務監査の場を通じて、各振興局から債権管理の取組状況などについて重点的に聞き取りを行い、「生活保護法債権管理マニュアル」で示している取組の徹底を図り、収入未済額が縮減されるよう努めます。</p>
<p><b>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等</b>          中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（経済部）</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済額については、収入の確保の取組に加え、平成21年度（2009年度）から債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済額の解消に努めているところです。</p> <p>今後とも委託先債権回収会社や関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保に努めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済額の解消を図るほか、新たな収入未済の発生防止に取り組みます。</p>
<p><b>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</b>          林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。（水産林務部）</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年（2008年）4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決定して、集中的な直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済額の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度（2013年度）から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、一層の収入未済額の解消に努めているところです。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については、引き続き面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(4) 道営住宅使用料収入等</b>          道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、住宅明渡対象者の選定基準の見直しや退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催など収入確保に取り組んでいるため、収入未済額が減少しているところであるが、依然として</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、電話による納付の奨励や督促・催告状による指導を徹底することにより、特に現年度分使用料の収納確保を図るほか、夜間臨戸訪問や滞納者の勤務先訪問等による納付指導を重点的に実施する収納強化月間の設定、生活保護受給者に対</p>

収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（建設部）

する代理納付の実施など、収納強化、収入未済額の縮減を図っています。

また、令和2年度（2020年度）から行っている家賃等の口座振替払いの原則化に加え、令和4年度（2022年度）から口座振替払いが困難な滞納家賃等について、クレジットカード決済等を利用したキャッシュレス収納を導入し、支払方法を多様化し利便性を高めることで、更なる収納未済の縮減に努めます。

高額・悪質滞納者に対しては、住宅明渡請求を行うことにより入居者に納付を促し、滞納額が増加することを抑制しているところです。

それでもなお、納付しない者については、住宅明渡請求訴訟を提起するといった法的措置を講じ、道営住宅から退去を求めています。

なお、住宅明渡請求の対象については、これまでより更に滞納額の抑制の効果を高めるため、令和2年度（2020年度）から対象者の範囲を拡大するなど、住宅明渡対象者の選定基準の見直しを行ったところです。

このほか、退去後の所在が不明なため、収納が困難となっている退去者に係る家賃等の収納業務を弁護士に委託しております。

今後も、職員の法的知識や応接技術の向上を目的とした滞納整理研修会を開催するなどの取組を行い、引き続き収入未済額の縮減と新たな収入未済の発生防止に努めます。

堤塘使用料の収入未済金については、徴収事務担当者が出席する各種会議において、滞納整理の事務処理などの説明を行い、職員個々の滞納整理に対する知識の向上を図るほか、毎月滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行います。

また、建設管理部から「高額滞納者への対応計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者ごとの対応方針や処理計画について、指導、助言を行います。

土地区画整理事業資金貸付金の収入未済額については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁及び地元自治体の関与を強く求めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済の解消に努めます。

《指導事項》収入未済額が1,000万円以上となっているもの（上記指摘事項を除く。）  
【税外諸収入】

<p><b>(1) 農業改良資金貸付金収入</b>          農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。          (農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催告などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等</b>          公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人へ催告するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。          (教育庁)</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には、督促状の指定期限までに納付しない場合、速やかに催告を行い滞納の長期化の防止に取り組んでいるところであり、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票を基に電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実態に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(3) 放置違反金収入</b>          放置違反金については、文書、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の債権差押えを積極的に実施したことにより、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、滞納の実態に応じた更なる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。          (警察本部)</p>	<p>放置違反金収入については、常に滞納者情報の把握に努め、滞納状況の早期解消に積極的に取り組んでいるところですが、今後も、自主納付を推進することにより新たな収入未済発生を抑制を図るほか、催告にも応じない者に対しては、早期に財産調査を実施し、預貯金・給与を始めとした債権差押を徹底するとともに、債権が発見できない滞納者に対しては、搜索による財産差押・換価を積極的に行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、引き続き収入未済額の解消に努めます。</p>

**4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの**

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>(1) 支出に係る事項</b>	

<b>《指摘事項》</b>	
道立学校に設置する消火器について、閉校後も消火器を残置し、他の道立学校での活用を検討することなく、新たに購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、13万5,600円あった。(渡島教育局)	道立学校の閉校事務に当たっては、残置消火器を教育局に管理換した上で他校での活用を検討するなど、適切な活用に努めます。 なお、残置消火器のうち活用可能なものは、他の道立学校に管理換を行いました。
<b>《指導事項》</b>	
離島への車両の航送に係る支出において、現地でのレンタカーの使用が可能であるにもかかわらず、この確認を行わないまま公用車を航送したことから、不経済となっているものが、1件、3万2,430円あった。(檜山振興局)	本件は、離島への自動車の航送と現地でレンタカーを使用した場合の経済的な比較を失念したものです。 今後は、最も経済的な方法を関係職員で検討することにより再発防止に努めます。
<b>(2) 契約に係る事項</b>	
<b>《指導事項》</b>	
特定建築物環境衛生管理業務において、一括することにより競争入札で執行すべきところ、特段の理由もなく契約を分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。(空知教育局)	契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、特段の理由なく契約を分割することのないよう、適正な事務処理に努めます。
<b>《検討事項》</b>	
交番及び駐在所における電気需要契約については、従量電灯の種別で契約を行っているが、電気使用量に応じた定額料金と従量料金の併用プランへの変更や、契約電流を使用実態に合わせて適切に変更することにより経費の削減が見込まれることから、契約の見直しについて検討する必要がある。(警察本部)	電気使用量に応じた適切な料金プランとなるよう、試算を行うほか、契約の相手方に申込手続、請求書、検針等の取扱を確認し、対象施設について、割安プランへの変更を行いました。
<b>(3) 財産に係る事項</b>	
<b>《指導事項》</b>	
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者との連携、協力など処分に取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あり、また、時間の経過が処分を難しくするケースもあることから、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。(総務部)	道では、行財政運営方針に基づき、未利用地の売却に取り組むとともに、直ちに売却できないものや、土地を引き続き保有することが適当と考えられるものについて、貸付を行うなど、歳入の確保に努めているところです。 未利用地の売却や貸付による歳入確保は重要であることから、一層の売却促進に繋げるため、他県の取組を調査しているところではありますが、その内容の多くは、従来までの販売促進策や既存の道の取組と変わりがない状況です。 引き続き、現在実施している不動産関

係団体との連携・協力により令和3年度（2021年度）より関係団体の会員へ未利用地の情報提供のチラシの配布や、併せて意見交換を行うなど、業界の知見も活用しつつ、他都府県の動向を把握しながら、積極的な財産の利活用を検討し、未利用地の売却や貸付を一層促進してまいります。

## 5 合规性の視点から是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
<b>(1) 総則に係る事項</b>	
<b>《指導事項》</b>	
<p>収入取扱員が不在の場合に、歳入金に係る現金の収納を代行する職員については、部局長が任命した会計員のうちから指定しなければならないが、会計員に任命していない者を代行者に指定して現金を取り扱っているものがあつた。</p> <p>また、代行者の指定については、1名のみ指定できることとされているが、複数名指定しているものがあつた。（胆振総合振興局）</p>	<p>収入取扱員の現金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、代行者の指定については、1名を指定し、他の2名の任を解除しました。</p>
<b>(2) 収入に係る事項</b>	
<b>《指摘事項》</b>	
<p><b>ア</b> 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定することとされているが、令和元年度（2019年度）の歳入とすべき生活保護費返還金収入において、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、令和2年度（2020年度）の歳入となっているものなどが、7件、270万7,685円あつた。（後志総合振興局）</p>	<p>随時の収入に関する事務に当たっては、職員に關係法令等の周知徹底を図り、収納すべき原因が発生する都度、直ちに調定するよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ</b> 随時の収入で納入通知書を発するものは、当該通知書を発した日の属する年度の収入とすることとされているが、令和2年度（2020年度）に建物使用料に係る納入通知書を発したにもかかわらず、令和元年度（2019年度）の収入としているものが、1件、16万7,915円あつた。（渡島総合振興局）</p>	<p>建物使用料に係る電気料金分の調定を行うに当たっては、職場全体で会計年度所属区分を含め制度の理解を深め、チェック体制を強化するとともに、關係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ウ</b> 診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行わなければならないが、これが遅延しているものがあつた。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。</p>	<p>診療所使用料に係る調定に当たっては、關係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、今後は、月末の調定漏れの発生のないよう、特に留意して参ります。</p>



(留萌振興局)

《指導事項》

ア 収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を越えて払い込んでいるものが、計2部局で、17件、1,036万5,820円あった。

(単位：件、円)

部	局	名	件数	金額		
総	合	政	策	部	10	10,231,000
留	萌	振	興	局	7	134,820
計			17	10,365,820		

現金の払込みに当たっては、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底するとともに、内部牽制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。

イ 広告収入の調定において、納期の一定した収入については、納期前20日以内に調定するものとされているが、これが遅延しているものがあった。(環境生活部)

年度ごとに簿冊管理していた許可書類について、全体の許可状況を容易に確認・管理できるよう「道立体育センター行政財産使用許可状況一覧」を作成するとともに、複数人により確認を行い、調定遅延、調定漏れが生じないように再発防止に努めます。

ウ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の返還金について、納入義務者が履行期限までに完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。(保健福祉部)

未納金額の精査を実施した結果、19件中12件については、額の再確定等により、返還の必要がない事業所・施設であったことから、令和3年(2021年)7月28日付けで減額調定を行いました。  
また、返還が必要な7件については、納入義務者に対して令和3年(2021年)7月29日付けで督促を行いました。  
今後は、「収納未済一覧表」や「督促状未発行一覧表」により未納金を確認の上、履行期限後30日以内に督促を行うなど、適正な事務処理に努めます。

エ 軽油引取税及び循環資源利用促進税の納入に係る徴収の猶予を承認したときは、猶予をする期間を猶予を受けた者に通知しなければならないが、承認通知書に猶予期間の記載のないものや記載されている期間を誤っているものがあった。(後志総合振興局)

道税に係る徴収猶予事務に当たっては、関係法令等を遵守するよう職員へ周知徹底し、適切な事務処理に努めます。

オ 入居者が退去する際に還付される敷金について、入居者に未納家賃のほか、建物に関する損害賠償金がある場合は、先に未納家賃から充当することとされているが、未納家賃に充当せずに損害賠償金に充当しているものが、1件、4万800円あった。(日高振興局)

道営住宅の敷金還付の取扱いについては、指定管理者への指導等を行い、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。  
また、指定管理者へ損害賠償金に充当した4万800円の返還を求め、未納家賃に充当しました。

カ 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなけれ

収入取扱員による現金の払込みに当たっては、職員へ遅延することがないように関係法令等の周知徹底を図り、適正な事

<p>ばならないが、この期間を越えて払い込んでいるものが、1件、3,000円あった。          なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。          (宗谷総合振興局)</p>	<p>務処理に努めます。          なお、今後は情報共有を徹底するため、課内行事予定表に払込日を入力するとともに、業務日誌に記載して毎日決裁を行うこととするなど、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>
<p><b>キ</b> 漁港施設の占用料については、納入通知書により、占用を許可した日から20日以内に納入させるものとされているが、調定及び納入の通知を行っていないものがあった。          (オホーツク総合振興局)</p>	<p>調定及び納入通知の失念がないよう、調定等が必要となる許可案件については一覧表で整理の上、調定等の処理を行った年月日を記載するとともに、当該一覧表については共有フォルダに保存し、各担当者で確認できる体制を整えました。</p>
<p><b>ク</b> 収入証紙が過貼付となっている場合は、当該過貼付相当額を還付しなければならないが、これを長期間行っていないものがあった。          (釧路総合振興局)</p>	<p>各種申請書類については、処理の進捗状況について、複数の職員が確認を行うなど業務執行体制の強化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ケ</b> 生活保護費返還金等について、納入義務者が督促状に指定した期限を経過しても完納しない場合は、必要に応じて文書・電話・訪問等により催告を行わなければならないが、長期間、これを行っていないものがあった。          (釧路総合振興局)</p>	<p>生活保護費返還金等の催告に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。          なお、納入義務者に対しては、文書の送付や電話等で催告を行いました。</p>
<p><b>コ</b> 随時の収入金で施設の窓口において徴収するものなどについては、歳入徴収者は、会計管理者から送付された関係書類に基づいて調定をしなければならないが、これを行っていないものがあった。(後志教育局)</p>	<p>歳入の調定に当たっては、関係法令等を遵守し、事後調定の漏れを防止するため、管理職員による確認を行うなど、内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>サ</b> 随時の収入については、収納すべき原因の発生の都度、直ちに調定することとされているが、令和元年度(2019年度)の歳入とすべき建物貸付収入の徴収において、調定及び納入通知書の発行が遅延したため、令和2年度(2020年度)の歳入となっているものが、15件、3万6,698円あった。          (後志教育局)</p>	<p>歳入の調定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、納入通知書の発行時期の管理を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>シ</b> 道立学校の児童及び生徒の災害共済掛金については、学校の窓口で徴収し、納入通知書を発しない場合は、その収入を計上した予算の属する年度の歳入としなければならないが、誤って前年度の歳入としているものが、8件、7,040円あった。          (後志教育局)</p>	<p>随時の収入の事後調定を行うに当たっては、関係法令等を遵守するとともに、会計年度所属区分に誤りがないか十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(3) 支出に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 報酬、職員手当等</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	
<p><b>(7) 通勤手当の支給において、支給されてい</b></p>	<p>通勤手当の返納処理に当たっては、所</p>

る職員が離職したにもかかわらず、返納の処理を行わなかったことから、過払いとなっているものが、1名分、7,550円あった。

また、通勤手当の日額単価の確認が十分でなかったことから、未支給となっているものが、1名分、4万8,594円あった。

(総務部)

属ごとの各担当者が個別に定期券払戻対象者を確認し、返納処理を行っていますが、今後は、人事給与システム等のデータを活用の上、当該対象者リストを作成するとともに、返納処理の進捗状況を確認するなど、過払防止に努めます。

通勤手当の単価確認に当たっては、所属ごとの各担当者が個別に確認し、認定額をシステムに入力していますが、今後は、認定月の翌月までに入力額等の再確認を徹底することで、未支給の防止に努めます。

両事項とも同様事案の発生防止のため、所属職員に対し、指摘内容を説明の上、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。

なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。

(イ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、計2部局で、4名分、7万8,000円、6時間を超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、計2部局で、14名分、9万4,000円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人数	未支給額	人数	過払い額
保 健 福 祉 部	2	14,000	13	89,000
上川総合振興局	2	64,000	1	5,000
計	4	78,000	14	94,000

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、未支給分及び過払分については、追給及び返納の処理を行いました。

(ウ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、17名分、28万1,500円、管理職手当区分に応じた額によらず、時間外勤務手当として計算し支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、13万8,270円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、100分の25の割合で支給すべき手当が、未支給となっているものが、2名分、8,720円、支給対象となる勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、8,672円あった。

(経済部)

管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、未支給分については、追給の処理を行い、過払分については、返納の処理を行いました。

<p>(イ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、5名分、4万4,500円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給において、1か月の時間外勤務が60時間を超えた職員にはその超えた正規の勤務時間外の勤務に対して100分の150を乗じて手当を計算しなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、2名分、6,778円あった。(水産林務部)</p>	<p>管理職員特別勤務手当及び時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、勤務実績の内容と支給額の確認を確実にを行うなど、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(オ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、5名分、14万円あった。(空知総合振興局)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、複数の職員により従事時間等の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(カ) 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月21日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、3名分、6万円あった。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。(胆振総合振興局)</p>	<p>委員等に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、4名分、5万8,000円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(7) あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、手当の対象となる勤務時間数を誤って支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,552円あった。(北の森づくり専門学院)</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令遵守するとともに、勤務実績の内容と支給額の確認を確実にを行うなど、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(イ) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象となる業務以外の業務を支給対象とし、手当を支給したため、過払いとなっているものが、計2部局で、2名分、1万4,000円あった。</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、支給対象となる業務を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>

(単位：名、円)

部 局 名	人数	金 額
胆 振 総 合 振 興 局	1	7,000
十 勝 総 合 振 興 局	1	7,000
計	2	14,000

(ウ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを超えていないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,000円あった。  
(日高振興局)

管理職特別勤務手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。  
なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(エ) 報酬の支給において、特別休暇が認められる日を欠勤としたことから、未支給となっているものが、1名分、6,717円あった。  
(檜山振興局)

報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。  
なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

(オ) あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について時間外勤務手当を支給しなければならないが、手当の対象となる勤務時間数を誤って支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、2万960円あった。  
(教育庁)

時間外勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、手当の対象となる勤務時間数を十分確認し、適正な事務処理に努めます。  
なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(カ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、3名分、1万8,000円あった。  
(空知教育局)

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、勤務に従事した時間を十分確認し、適正な事務処理に努めます。  
なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

## イ 負担金、補助及び交付金

### 《指導事項》

社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金において、代替職員の任用期間に係る補助要件については、職員の出産予定日の8週間前の日を任用期間の開始日としているが、出産日が出産予定日より一日早まったことにより任用開始日を一日早める変更決定をしたことから、補助金が過大となっているものが、1件、5,900円あった。  
(後志総合振興局)

社会福祉施設産休等代替職員任用の補助に当たっては、社会福祉施設産休等代替職員任用費事業実施要綱等に基づき審査を適切に行うとともに、制度を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。  
なお、過大となった補助金については、返還の処理を行いました。

### 《検討事項》

季節労働者資格取得促進事業については、地域の関係者で構成される協議会が、指定された資格検定試験に合格した者などに対し、その経費の一部を助成した場合に、道は、協議会に対し負担金を支出するものであるが、

資格取得の事実や資格取得者の費用負担は証拠書類により確認を徹底すること、及び証拠書類の確認は、本人名義のもので行うこととするよう、令和3年(2021年)8月に各(総合)振興局に依

<p>事実確認の方法等が明確でないことから、協議会から請求を受ける各総合振興局等の一部においては、資格取得の事実や経費の明細が分かる領収書などの確認書類を添付させておらず、その取扱いが統一されていない状況にある。</p> <p>また、領収書を添付させている総合振興局等であっても、領収書の宛名が資格取得者等である交付申請者とは異なっている場合があったことから、負担金の支出に際して適切な審査が行えるよう、協議会の助成事業に係る事実確認の方法等について、検討する必要がある。 (空知総合振興局)</p>	<p>頼したところですが、当該依頼文の趣旨を踏まえ、同年度末に実施要領及び事務処理マニュアルの改正を行い、各(総合)振興局経由で各協議会に通知しました。</p>
<p><b>ウ その他</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	
<p>(7) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、57件、11万4,800円あった。 (総務部)</p>	<p>前渡資金による私費立替金の支払に当たっては、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求するよう職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 清掃業務委託契約において、定期清掃は8月実施としていたが、契約変更を行わず9月に及ぶ日程に変更し、さらに、定期清掃の履行確認を行わず支払の決定を行っていたものが、1件、26万115円あった。 (消防学校)</p>	<p>支払いの決定に当たっては、定期清掃の実施時期が変更となった場合、契約変更を行うとともに履行確認を確実に実施し、その後支払の決定を行うこととします。</p> <p>また、事務担当者以外の者も当該業務の実施状況や支払状況を確認するなど内部牽制機能を強化し、再発防止に努めます。</p>
<p>(5) 委託料の概算払については、受託者から収支計画を明らかにして請求を受けた場合、委託者は委託業務の処理に必要があると認めるときは、遅滞なく支払をするものとされているが、概算払請求を受けていたにもかかわらず、これを長期間放置し、事業完了により精算払を行っているものが、2件、1,657万8,622円あった。(胆振総合振興局)</p>	<p>委託料の支出を行うに当たっては、関係法令等を遵守するとともに、支払事務の進捗状況の確認など、内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(1) 講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって支出負担行為の決定をしなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に作成した決定書により報償費を支出しているものが、1件、7万8,000円あった。 (根室振興局)</p>	<p>報償費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(7) 書庫の賃貸借に係る不動産賃貸借契約に</p>	<p>賃貸借料の支出に当たっては、支払遅</p>

<p>において、賃貸借料は契約に基づき、毎月25日までに翌月分を支払うものとされており、また、4月分の賃貸借料は当該月の25日までに支払うものとされているが、この期限を越えて支払っているものが、2件、13万3,320円あった。 (総務部)</p>	<p>延が生じないように、管理表を作成し事務処理の進捗状況を複数の職員で確認するなど再発防止策を講じるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 食糧費については、その執行の規制及び適正化を図ることとしており、決定書は両面の様式を用いることとされているが、片面ごとに作成しているものがあった。 (総務部)</p>	<p>食糧費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類の作成及び点検を確実に実施の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 物品の賃貸借契約において、賃貸借料は契約に基づき、当該月分に係る賃貸借料を翌月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支払っているものが、1件、22万円あった。 (総合政策部)</p>	<p>賃貸借料の支出に当たっては、支払遅延が発生することのないよう、関係職員が相互に支払期限の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 援護システムに係る運用支援業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、5件、50万4,440円あり、これにより遅延利息を支出しているものが、5件、3,100円あった。(保健福祉部)</p>	<p>事務の進捗状況等を管理するための文書処理補助簿を作成し、係内で共有管理するほか請求書の收受日や支払手続の進捗状況をチェックしていましたが、管理が徹底されていなかったため、文書処理補助簿による支払進捗管理の再徹底を図り、不適正事務防止等に係る研修を実施することにより再発防止に努めます。</p>
<p>(オ) 職員が出張又は赴任した場合は、旅費を支給しなければならないが、人事異動の発令日前に開始した赴任のための旅行において、交通費及び宿泊料が未支給となっているものが、1名分、2万3,700円あった。 (教育庁)</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、旅費支給状況を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(カ) 需用費等の支出において、契約の相手方から適法な支払請求を受けたときは、法令又は契約書に定める期限までに支払うなければならないが、この期限を越えているものが、6件、17万452円あった。 (後志教育局)</p>	<p>需用費等の支出に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、契約書で定める支払期限を十分に確認し、支出時期の管理を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 水道料金、下水道使用料及び電気料金の支出において、相手方が発行した納入通知書等の納入期限までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、7件、35万9,172円あった。 (倶知安警察署)</p>	<p>債権者への支出に当たっては、支払期限を十分に確認するとともに関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(4) 契約に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 工事契約</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>ボイラー等定期点検等整備工事に係る随意</p>	<p>ボイラー等定期点検等整備工事に係る</p>

<p>契約において、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、積算に用いた労務数量を誤って算出したことから、予定価格が過少となり、1人の者からのみ見積書を徴取しているものがあった。 (長沼高等学校)</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、労務数量等に誤りのないよう複数の職員で点検を行い、再発防止に努めます。 また、見積書の徴取に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 委託契約</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	
<p>(7) 原子力防災ネットワーク装置保守管理業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、7,421円あった。 なお、前年度監査においても予定価格の積算を誤っている事例があり、改善が図られていなかった。 (総務部)</p>	<p>保守管理業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を複数の決裁関与者で十分確認するなど、チェック体制を徹底することにより、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 地域交通空白エリア対策事業委託契約において、当初予定していた事前予約制乗合バスに係る実証実験業務の日数が大幅に減少することとなったため、業務委託料を減額するための契約変更を行うべきであったがこれを行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、127万1,000円あった。 (総合政策部)</p>	<p>委託業務の実施に際し、契約期間などその内容に変更があった場合には、業務委託料の取扱いも含め受託者と十分に協議を行った上で契約変更を行う旨、職員に周知徹底を図ったところであり、引き続き、適正な事務処理の執行に努めます。</p>
<p>(5) 寄宿舍管理及び警備業務委託契約において、賃金単価を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、1,189万9,800円あった。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (江差高等看護学院)</p>	<p>入札業務の手続きに当たっては、前例踏襲による事務対応を改めるとともに、監督体制の見直しを図り、内部牽制・相互牽制が機能するよう、事務処理状況の把握を徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>(1) 庁舎清掃業務委託契約において、業務管理费率等を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、178万900円あった。(計量検定所)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 農産経営スマート農業導入促進事業委託契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、7万3,624円あった。 (農政部)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 委託契約の予定価格の積算において、業</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たって</p>



<p>務処理要領とは異なる清掃回数により積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、5万1,700円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>は、業務処理要領に沿った清掃実施回数などの算定を複数の職員で確認を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 工事に係る実施設計委託業務において、当初設計から測量業務等の一部が漏れており、これを追加するための設計変更に当たっては、当初設計と同一の方法により積算しなければならないが、別の業務として異なる方法により積算したため、契約金額が10万円割高となっていた。 また、追加の測量業務等については、設計変更を行ってから着手させなければならないが、業務実施後に設計変更を行っていた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>委託契約の積算に当たっては、積算条件の確認を徹底するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。 また、設計変更に当たっては、必要な時期に処理を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 庁舎等清掃業務委託契約において、業務管理费率等を誤って予定価格を積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、188万9,800円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りが無いよう十分に精査するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格の算出における一般管理費等の積算を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、392万6,670円あった。 (根室振興局)</p>	<p>委託契約の予定価格及び最低制限価格の設定に当たっては、積算時において決裁回付先のすべての職員が手計算による内容の確認を徹底し、積算の誤りを防ぐなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 清掃業務委託契約において、業務費の一部を算入せずに予定価格を誤って積算し、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、1,326万5,560円あった。 (近代美術館)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員でチェックするなど、内部牽制を強化し、再発防止に努めます。</p>
<p>(カ) トイレ清掃業務委託契約において、誤って最低制限価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、11万円あった。 (日高教育局)</p>	<p>委託契約の積算に当たっては、関係法令等の確認を徹底し、積算内容を複数の職員でチェックするなど、内部牽制を強化し、再発防止に努めます。</p>
<p>(シ) 日常清掃業務委託契約において、最低制限価格の算出における端数処理を誤り、その価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、372万1,367円あった。 (釧路教育局)</p>	<p>委託契約の積算に当たっては、関係法令等の確認を徹底し、積算内容を複数の職員でチェックするなど、内部牽制を強化し、再発防止に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(7) 庁舎設備保守業務委託契約に係る最低制限価格の算定に当たり、一般管理費を誤ったことから、最低制限価格を低く設定しているものがあった。 (原子力環境センター)</p>	<p>業務委託契約に係る最低制限価格の設定に当たっては、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 気象観測システム保守点検業務委託契約に係る予定価格調書の作成において、誤った金額を記載しているものがあった。 (原子力環境センター)</p>	<p>業務委託契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、必要に応じて補助者が予定価格調書の記載内容を読み上げ、調書作成者が視認し、チェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格を有するものと認めて審査結果を通知しているものがあった。 また、公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする旨を公告に記載することとされているが、特段の理由なく、これを記載していなかった。 (総合政策部)</p>	<p>今後公告で定める参加資格要件を漏れないよう申請書類に添付する「参加表明事業者概要」や、審査する際に用いる「審査表」等を改善します。 また、公告文の作成に当たっては公告標準例を参考とするなど、公募型プロポーザル方式による委託契約においては、関係通知等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 空港民営化委託に関する総合アドバイザー業務委託契約において、予定価格は、取引の実例価格や数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないが、直接人件費の人工数等について、単位業務ごとの内訳を作成せずに算定するなど、予定価格の積算が不適切となっていた。 (総合政策部)</p>	<p>複数者から聞き取りや見積書の徴取を行うなど、実勢価格を把握した上で適切な単価等を設定するとともに、単位業務ごとに必要な人工を算定するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約において、契約書には、法令に定められた産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項が含まれていなければならないが、これを記載していないものがあった。 (経済部)</p>	<p>委託契約書の作成に当たっては、契約書の記載内容が適切であるかなどを十分確認し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 中央監視システム保守点検管理業務委託契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを行わずに契約の相手方を決定し、事後に予定価格調書を作成しているものがあった。 (農業大学校)</p>	<p>委託契約における予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 委託業務に係る一般競争入札の執行において、無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させているものがあった。 (漁業研修所)</p>	<p>競争入札の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、提出された委任状を複数の職員で確認するなど、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託契約に係る公募型プロポーザルの公告において、参加する者に必要な資格を定め、これを要件として参加資格の審査を行うこととされているが、その資格を確認する書類が提出されていないにもかかわらず、申請者の申出のみで資格を有するものと認めて審査結果を通知しているものがあった。 (空知総合振興局)</p>	<p>公募型プロポーザルの参加資格の審査に当たっては、参加資格を確認するための書類の提出期限を申請者に厳守させ、審査を厳正に行った上で審査結果の通知をするよう、所属職員へ周知徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ケ) 庁舎清掃業務委託契約の予定価格の積算において、同一の作業を二重に計上するなどしたことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、4万7,300円あった。(空知総合振興局)</p>	<p>業務委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、業務内容を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 業務を委託の方法により執行しようとするときは、当該業務の処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。(後志総合振興局)</p>	<p>業務委託契約の執行に当たっては、複数の職員により委託業務処理の手続を確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(サ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、見積書比較価格を誤って記載しているものがあった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、算出書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ソ) 動画作成業務委託契約において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、3万2,754円あった。(教育庁)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りのないよう十分に精査し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ウ その他</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	
<p>(フ) 物品購入契約に係る見積合せにおいて、代表者の押印のない見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとして契約を締結しているものが、1件、31万3,885円あった。(農政部)</p>	<p>物品購入の契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 北海道議会議員健康診断に係る単価契約において、物品の購入等に係る単価契約については、契約書の作成を省略することができないが、これを省略し、請書を徴しているものが、1件、45万9,316円あった。(議会事務局)</p>	<p>北海道議会議員健康診断に係る単価契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(フ) 物品の納品検査において、納品された公印が、物品製造決定書の仕様と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していたため、再度、公印を作成しているものが、1件、3万1,900円あった。(札幌道税事務所)</p>	<p>物品の納品検査に当たっては、今後、契約の内容に適合しているか十分確認し、不経済な支出とならないよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品の修繕契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならない</p>	<p>修繕契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、複数の決裁関与者で必要書類を再確認するなど、チェック体制を徹</p>

<p>ないが、これを作成していないものがあった。 (原子力環境センター)</p>	<p>底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 物品の賃貸借契約において、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>契約担当者に、改めて財務規則等を周知徹底するとともに、事務手続きの見落としがないよう複数人でチェックする対策を講じ、再発防止に努めます。</p>
<p>(エ) 自動車の賃貸借契約において、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査をすることとされているが、これを適切に行わなかったことから、契約書で定めた消耗品の交換が履行されてないものがあった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る履行確認に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 複写機賃貸借契約に係る一般競争入札において、予定価格は、要求仕様書に定めた要件を満たす機種1箇月当たりの賃貸借料により積算し設定すべきところ、要求仕様書に定めた要件を満たさない機種の料金により設定しているものがあった。 また、当該入札参加資格審査において、入札参加資格を有しない者に対し、有する決定をし、その旨通知しているものがあった。 (胆振教育局)</p>	<p>賃貸借契約に係る予定価格の設定に当たっては、要求仕様書及び関係書類を複数の職員で十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 また、入札参加資格要件の審査に当たっては、関係資料を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(5) 財産に係る事項</b></p>	
<p><b>ア 公有財産</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>行政財産の使用許可において、行政財産使用許可書には、行政不服審査法に基づく、審査請求期間等を記載することとされているが、これらを誤って記載しているものがあった。 (消防学校、空知総合振興局、渡島総合振興局)</p>	<p>行政財産の使用許可に当たっては、関係法令等を遵守するとともに改正状況を適切に把握し、行政財産使用許可書を交付する際には、改正後の様式であるか記載内容を十分確認し交付するよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 物品</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(7) 郵便切手類について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、郵便切手及びレターパックについて、受入れの記録を適切に行っていないかった。 (保健福祉部)</p>	<p>郵便切手類の取扱いについては、既存の受払簿では日々の残数が見えず、受入数を一月ごとに記載するようになっていたので、日々の受入・払出・残数がわかるよう様式を全面的に見直し、再発防止に努めます。</p>
<p>(4) 郵便切手類について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、出先機関で使用する郵便切手及びレターパックについて、これを行っていないかった。</p>	<p>郵便切手類の物品管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

(農政部)	
(ウ) 郵便切手について、払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、出先機関で使用する郵便切手について、これを行っていなかった。 (十勝総合振興局)	郵便切手類の受払いの記録に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
(エ) 未使用の62円通常はがきについては、1円切手を貼付することにより、63円通常はがきとして使用可能であるが、試し刷り用として使用したため、通信用としての使用が不可能となっているものがあった。 (選挙管理委員会事務局)	物品の管理に当たっては、関係規則及び運用方針を遵守し、適正な物品管理及び事務処理に努めます。
<b>《検討事項》</b>	
<p>新型コロナウイルス感染症対策として、多くの部局が、消毒用アルコールを含有する物品を購入しているが、アルコール濃度が60パーセント以上のものは、消防法では危険物として取り扱われる。</p> <p>危険物に該当する場合は、物品管理事務取扱要領により取扱責任者を設置し、受払簿等を備え付けることとされているが、承知していない部局も見受けられることから、購入実態を踏まえ、管理方法の周知等について検討する必要がある。 (出納局)</p>	消毒用アルコールの取扱いについて、文書により各部、各部局等に周知しました。
<b>ウ 債権・基金</b>	
<b>《指導事項》</b>	
<p>漁港施設等の占用許可に伴う占用料債権について、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	例年4月に行う、漁港の長期占用許可案件の占用料等の調定に併せて、債権現在高報告書を総務部長宛に提出しました。
<b>(6) 工事（技術）に係る事項</b>	
<b>ア 設計</b>	
<b>《指導事項》</b>	
(7) 農業改良工事において、用水路の施工に当たり、V60型トラフやV45型トラフ及びV40型トラフの用水路の軟弱地盤対策は、それぞれの設計荷重の計算から求めた木杭の基礎工による対策を行っており、また、函渠工や余水吐工の構造物では、この木杭の基礎工のほか、直接基礎の場合に使用する不同沈下対策の梯子胴木を設置していた。しかし、構造物の基礎工に複数の対策を行う場合は、現地の利用状況や地質状況など設計条件の整理が必要であるが、これを行	工事の設計に当たっては、各種基準に基づき適切に処理するよう、関係職員を指導し、適正な設計に努めます。

<p>っていなかった。(空知総合振興局)</p>	
<p>(イ) 農業改良工事において、用水路の施工に当たり、V60型トラフやV45型トラフ及びV40型トラフの用水路の軟弱地盤対策は、トラフ1基当たりの設計荷重の計算で求めた杭径や長さの木杭672本を、全て4mのトラフの設計荷重の計算で求めた木杭を使用していたが、木杭194本については3mや2mなどの4m未満のトラフに使用したことから、杭径や長さ、数量が過大となり、木杭の設計が不十分であった。(空知総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、各種基準に基づき適正に処理するよう、関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>(ウ) 道路工事において、雪崩予防柵の施工に当たり、雪崩予防柵は、設計基準の算定式より求めた6mの列間隔で設置しなければならないが、過年度に設置した雪崩予防柵との列間隔が最大で7.5mの位置に設置しており、設計の検討が不十分であった。(十勝総合振興局)</p>	<p>雪崩予防柵の施工に当たっては、設計基準等を遵守するよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p><b>イ 積算</b></p>	
<p><b>《指摘事項》</b></p>	
<p>トンネル補修工事において、週休2日モデル工事を実施するに当たり、発注者は現場閉所の達成状況を確認し週休2日の要件を達成していた場合、諸経費等に定められた補正係数を乗じて設計変更することとされているが、これを行っていなかったため、設計金額が595万1,000円過少となっていた。(上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算要領の適用に十分留意した積算となるよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>(7) 道路工事において、橋梁補修工事の積算に当たり、止水を目的としないひび割れ補修を行う場合は、低圧注入工法用の注入器具で積算しなければならないが、誤って止水工法用で積算したため、設計金額が77万円過大となっていた。(空知総合振興局)</p>	<p>計上した注入器具については、設計変更時において同工事の別目的の補修に使用した注入器具の単価を取り違えて計上したことが原因であることから、橋梁補修工事の積算に当たっては、適用単価を十分確認するよう関係職員を指導し、再発防止及び適正な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 道路工事において、仮設工として快適トイレを積算するに当たり、設置期間を誤ったため、設計金額が26万4,000円過大となっていた。 また、土工や縁石撤去工における工事量の増加に伴い、交通誘導警備員の配置日数及び敷鉄板の供用日数の見直しを行う必要があるが、これを行わなかったため、設計金額が42万9,000円過少となっていた。(空知総合振興局)</p>	<p>当該数量の誤りについては、概数確定時の数量確認、設計変更時の項目・数量に漏れがないか等のチェックを適正に行っていなかったことが原因であることから、担当者及び決裁関係職員によるチェックを徹底し再発防止を図るとともに、適正な積算に努めます。</p>
<p>(ウ) 道路工事において、橋梁補修工事の積算に当たり、型枠を支える支保工は、足場工</p>	<p>支保工と足場工の設置範囲を重複した数量算出については、現地状況の把握、</p>

<p>の上に設置するように数量を算出しなければならないが、誤って足場工と支保工の設置範囲を重複して数量を算出したため、設計金額が93万5,000円過大となっていた。 (空知総合振興局)</p>	<p>積算基準及び数量算出要領等の理解不足が原因であることから、今後の再発防止のため、改めて所属職員へ当該事項について周知するとともに、関係要領等について担当職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<p>(イ) 道路工事において、橋梁補修の積算に当たり、アンカーボルト取替工及び無収縮モルタル打設工の施工歩掛りを見積りにより策定していたが、施工費の數位を誤って積算しており、また、歩掛りの妥当性を検証する試験施工の結果、設計変更の基準に達した場合は、実績に応じた施工費に設計変更しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が66万円過少となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算基準及び関係通達に基づき、内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(オ) 農道改良工事において、取付道路工の積算に当たり、凍上抑制層の数量の算出を誤ったため、設計金額が123万2,000円過少となっていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、数量の算出に十分留意した積算となるよう、関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(カ) 河川工事において、町道橋の施工に当たり、場所打杭工の仮設用敷鉄板の設置費は施工歩掛りの諸雑費に含まれているため、積上げ計上する必要がないが、これを計上したことから、設計金額が72万6,000円過大となっていた。 また、地盤改良工の敷鉄板数量の計上誤りを適切な事務処理を行わずに設計変更していた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算条件の確認を徹底するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。 また、工事の設計変更に当たっても、関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 農業改良工事の排水路工において、仮設工の水替ポンプ設置費を積算するに当たり、設置日数の算出を誤ったため、設計金額が189万2,000円過少となっていた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算条件の確認を徹底するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<p><b>ウ 施工</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>道路工事において、仮設工の施工に当たり、快適トイレは、特記仕様書に明示した標準仕様と備える付属品の施工条件を満足する状態で設置しなければならないが、設置した4カ所の内3カ所について、備えるべき付属品の「入口の目隠しの設置」及び「鏡付きの洗面台」の2項目について設置しておらず、設置内容の確認が不十分だった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>快適トイレの設置に当たっては、設置内容の確認を現場や写真で確認するよう関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>エ 事務処理</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	

<p>(7) 道路工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>また、土工量等の数量の誤りを適切な事務処理を行わずに設計変更していた。 (空知総合振興局)</p>	<p>工事着手に当たり、設計図書の照査及び工事施工協議簿により概数確定後に着手するよう施工業者に周知徹底していなかったこと、また、発注者として概数の確定漏れや誤りが無いかなどのチェックを適切に行っていなかったことが原因であることから、改めて関係職員等へ当該事項について周知し再発防止を図るとともに、今後は担当職員及び決裁関係職員によりチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 治山工事において、落石防護柵工の施工に当たり、山側控えロープの数量は、工事の発注に際して当初設計の数量を概数で公示すべきところを行っていないため、設計図書と工事現場の状態との不一致が確認された場合は契約書第17条の設計変更を行わなければならないが、これを行っていない。 (渡島総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、関係法令等に基づき、契約条件の確認を徹底するよう、関係職員を指導し、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 道路工事において、擁壁工の基礎地盤の施工に当たり、置換工の横断図など設計図書に誤りがある場合は、通常的设计変更の手続きを行わなければならないが、概数発注による設計変更の対象としていたため、概数の確定による設計変更を行っていた。 (上川総合振興局)</p>	<p>設計変更の手続きについて、通常的设计変更と概数の設計変更の別を関係職員に改めて周知し、再発防止に努めます。</p>
<p>(1) 林道工事において、法面保護工の施工に当たり、土壌硬度測定結果により、植生工法を変更する場合は、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わず工事着手後に行っていた。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、必要な時期に処理を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) 河川工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 煙突改修工事において、ボイラー室の煙道を新設するに当たり、煙道の径を変更する場合は、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行わず工事着手後に行っていた。</p> <p>また、設計変更に伴う煙道材料費や施工費を変更しなければならないが、これを行っていなかった。 (十勝教育局)</p>	<p>工事契約に係る設計変更の事務処理については、変更内容を十分に把握することを徹底し、事務処理方法等の確認を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>(7) 計算証明</b></p>	
<p><b>《指導事項》</b></p>	
<p>申請書等の受理機関においては、貼付され</p>	<p>収入証紙の取扱状況の確認に当たって</p>



た収入証紙の取扱状況を1か月分毎に確認し、申請書処理簿の当該月計の備考欄に課長等の認印を受けることとされているが、これを行っていないものがあった。

〔総合政策部、経済部、水産林務部、後志総合振興局、日高振興局、上川総合振興局、十勝総合振興局〕

は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

## 6 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置								
<b>(1) 公用車による交通事故</b>									
<p>《指摘事項》賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの            《指導事項》賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>									
<p>《指摘事項》            公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、4件、167万4,376円の支出等があった。            なお、全損により、1台の廃車があった。            （オホーツク総合振興局）</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故防止の注意喚起を行うほか、平成27年（2015年）12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転に対する意識の高揚を図っているところです。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促すとともに、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。</p> <p>なお、事故防止対策として、平成28年（2016年）に「バック事故を未然に防ぐためのポイント」を作成し、周知しているところですが、複数人で乗車する場合の同乗者による誘導の確実な実施について、各部局等に再周知するとともに、バックモニターの設置を推奨することとします。</p> <p>引き続き、職員に対し、あらゆる機会を通じて注意喚起の取組を行うとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り交通事故の防止に努めます。</p>								
<p>《指導事項》            公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計13部局で、32件、833万3,910円の支出があった。            また、全損により、計2部局で、2台の廃車があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)</p> <table border="1" data-bbox="228 2089 845 2134"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>全 損 に</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	全 損 に					<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故防止の注意喚起を行うほか、平成27年（2015年）12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転に対する意識の高揚を図つ</p>
部 局 名	件数	金 額	全 損 に						

			よる廃車
釧路児童相談所	1	235,620	
農業大 学 校	1	418,000	
空知総合振興局	2	494,179	1 (注)
石狩振興局	1	187,097	
胆振総合振興局	1	113,575	
日高振興局	1	163,020	
渡島総合振興局	4	1,481,235	
檜山振興局	1	240,185	
上川総合振興局	6	1,336,867	
留萌振興局	3	687,846	
宗谷総合振興局	4	711,370	
十勝総合振興局	5	1,530,061	1 (注)
釧路総合振興局	2	734,855	
計	32	8,333,910	

(注) 全損により廃車した公用車については、残存価格を算出したものであり、支出を伴ったものではない。

ているところです。

また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促すとともに、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。

なお、事故防止対策として、平成28年(2016年)に「バック事故を未然に防ぐためのポイント」を作成し、周知しているところですが、複数人で乗車する場合の同乗者による誘導の確実な実施について、各部局等に再周知するとともに、バックモニターの設置を推奨することとします。

引き続き、職員に対し、あらゆる機会を通じて注意喚起の取組を行うとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り交通事故の防止に努めます。

### 《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、14万4,474円の支出があった。  
(札幌高等養護学校)

公用車による交通事故防止の対策については、管理職員から職員に対して交通違反・事故防止のための注意喚起や職場研修の実施に取り組んでいるところです。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。

### 《指摘事項》

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、86件、2,174万1,920円の支出があった。

なお、全損により、1台の廃車があった。  
(警察本部)

公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

注1 各方面本部及び警察署を含む。

注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

## (2) 行政事故等

### 《指摘事項》賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの

### 《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）

### 《指摘事項》

安全配慮義務違反並びに調査報告義務違反に係る訴訟において敗訴が確定し、また、人事委員会裁決による懲戒処分の修正に伴い、賠償金として、3件、404万401円の支出があった。  
(教育庁)

パワーハラスメントや不適切な指導の防止に向けては、各種会議等を活用し、所属長等に対する指導を徹底します。

また、児童生徒への指導等に関する文書の管理に当たっては、文書管理規程等に基づき適正に保管・保存するよう指導します。

<p><b>《指導事項》</b> 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金として、1件、13万3,883円の支出があった。 (石狩教育局)</p>	<p>職務執行中の行政事故防止に当たっては、機会あるごとに注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>
<p><b>(3) 管理瑕疵</b></p>	
<p><b>《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの</b></p>	
<p>漁港道路の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、89万4,955円の支出があった。 (水産林務部)</p>	<p>施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係機関等との連携や不具合箇所の早期発見・早期補修を行うなど、同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。</p>

## 7 物品の損傷等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																																																																				
<p><b>(1) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの</b></p>																																																																					
<p><b>《指摘事項》修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの</b> <b>《指導事項》修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</b></p>																																																																					
<p><b>《指摘事項》</b> 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計16部局で、64件、702万2,902円の支出があった。</p> <p>【修繕費等用の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="223 1276 845 2119"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌道税事務所</td> <td>1</td> <td>142,450</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>大 沼 学 園</td> <td>1</td> <td>91,300</td> <td>パーソナルコンピュータ (注1)</td> </tr> <tr> <td>帯広高等技術専門学院</td> <td>1</td> <td>213,829</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>北の森づくり専門学院</td> <td>2</td> <td>568,045</td> <td>実習用機械、公用車</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>16</td> <td>1,632,299</td> <td>公用車(注2)</td> </tr> <tr> <td>石 狩 振 興 局</td> <td>5</td> <td>389,564</td> <td>公用車、パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>8</td> <td>1,283,885</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>2</td> <td>132,857</td> <td>公用車、パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>日 高 振 興 局</td> <td>5</td> <td>555,566</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>4</td> <td>318,065</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>5</td> <td>224,724</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>2</td> <td>225,775</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>1</td> <td>121,000</td> <td>パーソナルコンピュータ (注3)</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>2</td> <td>132,869</td> <td>公用車、パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>6</td> <td>603,257</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>根 室 振 興 局</td> <td>3</td> <td>387,417</td> <td>公用車、パーソナルコンピュータ</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	札幌道税事務所	1	142,450	パーソナルコンピュータ	大 沼 学 園	1	91,300	パーソナルコンピュータ (注1)	帯広高等技術専門学院	1	213,829	公用車	北の森づくり専門学院	2	568,045	実習用機械、公用車	空知総合振興局	16	1,632,299	公用車(注2)	石 狩 振 興 局	5	389,564	公用車、パーソナルコンピュータ	後志総合振興局	8	1,283,885	公用車	胆振総合振興局	2	132,857	公用車、パーソナルコンピュータ	日 高 振 興 局	5	555,566	公用車	渡島総合振興局	4	318,065	公用車	上川総合振興局	5	224,724	公用車	留 萌 振 興 局	2	225,775	公用車	宗谷総合振興局	1	121,000	パーソナルコンピュータ (注3)	オホーツク総合振興局	2	132,869	公用車、パーソナルコンピュータ	釧路総合振興局	6	603,257	公用車	根 室 振 興 局	3	387,417	公用車、パーソナルコンピュータ	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品																																																																		
札幌道税事務所	1	142,450	パーソナルコンピュータ																																																																		
大 沼 学 園	1	91,300	パーソナルコンピュータ (注1)																																																																		
帯広高等技術専門学院	1	213,829	公用車																																																																		
北の森づくり専門学院	2	568,045	実習用機械、公用車																																																																		
空知総合振興局	16	1,632,299	公用車(注2)																																																																		
石 狩 振 興 局	5	389,564	公用車、パーソナルコンピュータ																																																																		
後志総合振興局	8	1,283,885	公用車																																																																		
胆振総合振興局	2	132,857	公用車、パーソナルコンピュータ																																																																		
日 高 振 興 局	5	555,566	公用車																																																																		
渡島総合振興局	4	318,065	公用車																																																																		
上川総合振興局	5	224,724	公用車																																																																		
留 萌 振 興 局	2	225,775	公用車																																																																		
宗谷総合振興局	1	121,000	パーソナルコンピュータ (注3)																																																																		
オホーツク総合振興局	2	132,869	公用車、パーソナルコンピュータ																																																																		
釧路総合振興局	6	603,257	公用車																																																																		
根 室 振 興 局	3	387,417	公用車、パーソナルコンピュータ																																																																		

計	64	7,022,902
---	----	-----------

- (注1) 物品が損傷したときは、直ちに、所属の部局長に報告し、部局長はその事実を確認の上、会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出しなければならないが、この手続きを長期間行っていないかった。
- (注2) 部局長は、物品を損傷し、損傷させた職員が特定できないものについては、損害の内容等を記載した書面を作成しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (注3) 部局長は、損傷の報告を受けたときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

### 《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、6万3,360円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
総務部	1	23,760	デジタルビデオカメラ
障害職業訓練開発校	1	39,600	公用車
計	2	63,360	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

### 《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、21万9,340円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
東川高等学校	1	154,044	パーソナルコンピュータ
厚岸翔洋高等学校	1	65,296	パーソナルコンピュータ
計	2	219,340	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

### 《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、19万6,020円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
東警察署	1	75,240	プリンター
西警察署	1	120,780	パーソナルコンピュータ
計	2	196,020	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

### 《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計3部局で、3件、7万3,150円の支出があった。

【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
北警察署	1	18,700	ストロボ
白石警察署	1	19,800	デジタルカメラ
旭川方面本部	1	34,650	公用車(注)
計		73,150	

- (注) 部局長は、損傷の報告を受けたときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に報告しなければならないが、これを行っていないかった。

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。  
また、物品損傷等に伴う事故報告に当たっては、関係規定等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。

<b>(2) 物品の亡失</b>															
<b>《指摘事項》</b>															
<p><b>ア</b> 物品の亡失が発生した部局が、6部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>亡失物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>ICカード乗車券</td> </tr> <tr> <td>旭川子ども総合療育センター</td> <td>共通乗車券</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>給油カード</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>デジタルカメラ</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>デジタルカメラ</td> </tr> <tr> <td>根室総合振興局</td> <td>セキュリティーカード</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	亡失物品	保健福祉部	ICカード乗車券	旭川子ども総合療育センター	共通乗車券	胆振総合振興局	給油カード	上川総合振興局	デジタルカメラ	宗谷総合振興局	デジタルカメラ	根室総合振興局	セキュリティーカード	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>
部局名	亡失物品														
保健福祉部	ICカード乗車券														
旭川子ども総合療育センター	共通乗車券														
胆振総合振興局	給油カード														
上川総合振興局	デジタルカメラ														
宗谷総合振興局	デジタルカメラ														
根室総合振興局	セキュリティーカード														
<p><b>イ</b> 会議室の鍵の亡失があった。 (監査委員事務局)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>														
<p><b>ウ</b> 電子キーの亡失があった。 (留萌高等学校)</p>	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>														
<p><b>エ</b> 物品の亡失が発生した部局が、6部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>亡失物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部</td> <td>共通乗車券</td> </tr> <tr> <td>西警察署</td> <td>USBメモリ</td> </tr> <tr> <td>北警察署</td> <td>公印(注)</td> </tr> <tr> <td>美唄警察署</td> <td>USBメモリ</td> </tr> <tr> <td>滝川警察署</td> <td>スキャナ装置</td> </tr> <tr> <td>静内警察署</td> <td>USBメモリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公印の亡失があった場合は、直ちに公安委員会公印事故届により警察本部総務部長に報告しなければならないが、これを行っていなかった。 また、公印の亡失後、新たに印章を作成したが、公印台帳に登録を行わないまま運転免許証等の記載事項変更届の事務に使用していた。</p>	部局名	亡失物品	警察本部	共通乗車券	西警察署	USBメモリ	北警察署	公印(注)	美唄警察署	USBメモリ	滝川警察署	スキャナ装置	静内警察署	USBメモリ	<p>物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。 また、公印事故届による報告及び公印台帳への登録に当たっては、関係規定等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
部局名	亡失物品														
警察本部	共通乗車券														
西警察署	USBメモリ														
北警察署	公印(注)														
美唄警察署	USBメモリ														
滝川警察署	スキャナ装置														
静内警察署	USBメモリ														

## 8 その他是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
<b>(1) 経営に係る事業の管理</b>	
<b>《指摘事項》</b>	
<p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年(2011年)に策定した北海道競馬推進プランによる勝馬投票券のインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組をはじめ、平成28年(2016年)3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づき、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などに</p>	<p>令和3年度(2021年度)は、「第3期北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、競馬事業の持続的な発展に資するため、老朽化した競馬場基幹施設の更新・整備を進めるほか、さらなる顧客の拡大に向け、引き続き強い馬づくりと魅力ある番組づくりを進めるとともに、積極的な情報発信を通じ、安定した競馬事業の運営</p>

より、令和2年度（2020年度）の勝馬投票券発売額は、520億4,480万円で、単年度収支は、31億516万円となり、平成25年度（2013年度）から8年連続で単年度収支が黒字となっている。

令和2年度においても、単年度収支の黒字に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、借入金累計は、224億5,595万円と依然として多額となっていることから、早期に償還が完了するよう、引き続き経営の改善を図る必要がある。（農政部）

に取り組むことにより、引き続き収益確保に努めます。

令和3年度（2021年度）においては、次のような取組を行いました。

- 〔魅力ある番組づくり〕
- 本賞金・諸手当及び賞金配分率の一部引上げ
- 競走馬購入費補助事業及び早期出走奨励金制度の拡充
- 準重賞競走の新設
- 〔発売対策〕
- レース映像及び予想トークショーのライブ配信等による情報発信強化
- 金沢競馬とのJBC共同開催
- 〔施設整備〕
- きゅう舎、住居、業務施設の整備に向けた基本設計

**(2) 不適当な筆記具を使用しているもの**

**《指摘事項》**

公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、物品購入決定書等について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

部 局 名	作 成 書 類
総 務 部	物品購入決定書兼支出命令書、役務費執行決定書兼支出命令書等

公文書の作成に当たっては、細心の注意を払い、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底を図り、再発防止に努めます。

**《指導事項》**

公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、特殊勤務手当支給実績簿について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。（日高振興局）

公文書の作成に当たっては、書換え可能な筆記具を使用しないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

公文書の作成については、日頃から細心の注意を払い、適正に処理しなければならないが、物品購入決定書について、書換え可能な筆記具で作成されているものがあった。（十勝教育局）

公文書の作成に当たっては、書換え可能な筆記具を使用しないよう、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

**【公営企業会計】**

**1 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの**

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>経営に係る事業の管理</b>	
<b>《指摘事項》</b>	

<p>(1) 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が1億8,555万9,904円、未処理欠損金は103億974万7,952円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。 (建設部)</p>	<p>公共下水道事業の経営改善については、令和2年度(2020年度)の経営状況を踏まえ、北海道下水道事業経営戦略に基づいた、「既存設備等の更新や長寿命化」、「将来の投資負担の平準化・低減化」等の適正な設備投資や、「企業立地等による使用料の増加」による収入の確保を行うとともに、「新技術・高効率機器の導入」による支出の削減を図るなど経営改善に取り組んでいます。</p> <p>また、「使用料単価の見直し」による収入の確保及び「委託方式の見直しによる維持管理費の削減」については、具体的な検討を進めているところです。</p> <p>今後とも、経営成績や財政状態などの経営状況を的確に把握しながら、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいります</p>
<p>(2) 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億1,671万1,288円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、経営の改善を図る必要がある。 (建設部)</p>	<p>流域下水道事業の経営改善については、令和2年度(2020年度)の経営状況を踏まえ、北海道下水道事業経営戦略に基づいた、「既存設備等の更新や長寿命化」、「将来の投資負担の平準化、低減化」等の適切な設備投資を行うとともに、収入の確保として、流域関係市町と協議を行い適切な負担金の徴収を求めするなど、経営改善に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、事業収支の改善や適切な設備投資等を行い、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいります。</p>
<p>(3) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億6,822万6,574円となったところであるが、未処理欠損金は5億4,832万5,488円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、令和2年度(2020年度)から取り組んでいる北海道企業局経営戦略に基づき、計画期間内の未処理欠損金の解消に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (企業局)</p>	<p>工業用水道事業の経営については、更なる経営基盤の強化を図るため、「北海道企業局経営戦略」(令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度))を策定し、経営改善に取り組んでいます。</p> <p>特に、石狩湾新港地域工業用水道については、需要の拡大による収益の増加が喫緊の課題であるという認識のもと、庁内の企業誘致部局等が連携して「需要開拓促進連絡会議」を組織し、配水管路沿線に立地する企業等に対する新規受水や増量の働きかけ、当該地域における企業誘致等の取組を行っています。</p> <p>また、道営工業用水道に関する道民理解の促進を図るため、広報誌「工水だより」やダムカード、工水カードの発行をはじめ、工業用水の特徴やメリットを伝える動画を新たにユーチューブで公開し、メールマガジンやソーシャル・ネットワークキング・サービスで広くお知らせするなど、各種WEB媒体も活用しながら、積極的な情報発信に取り組んでいます</p>

	<p>す。</p> <p>欠損金については、令和2年度に生じた資本剰余金を処理したことなどにより、次年度に繰り越す欠損金が2億2,985万5,569円となるなど、着実に低減を図っているところであり、引き続き、外部有識者で構成する「北海道企業局工業用水道事業経営懇談会」における意見等も踏まえながら、需要の拡大や経費の抑制などに取り組み、未処理欠損金の解消に向けて経営の改善に努めてまいります。</p>
<p>(4) 病院事業の経営については、当年度の純損失が1億5,164万7,273円、未処理欠損金は540億827万3,117円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (道立病院局)</p>	<p>病院事業の経営については、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあると認識しております。</p> <p>このため、「北海道病院事業改革推進プラン」に基づき、最重要課題である医師をはじめとする医療従事者の確保に重点的に取り組んでいるほか、経営改善に向けた病院経営の見直しを進めてきたところです。</p> <p>今後とも、地域で必要とされる医療の提供に努めながら、改革推進プランを着実に推進するとともに、地方公営企業法の全部適用のメリットを最大限に活用し、病院事業の経営改善に取り組みます。</p>

## 2 合规性の観点からは是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
<b>(1) 収入に係る事項</b>	
<b>《指導事項》</b>	
<p>公共下水道使用料について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促を行わなければならないが、30日を超えて督促状を発しているものがあった。 (建設部)</p>	<p>公共下水道使用料について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、履行期限後30日以内に督促状発付を行うよう、複数の担当者が相互に確認し、督促状の発付漏れがないよう努めてまいります。</p> <p>また、今後はチェックリストの作成や役職者による確認を行うなど、督促状発布の遅延防止策を更に強化してまいります。</p>
<b>(2) 契約に係る事項</b>	
<b>《指摘事項》</b>	
<p>庁舎警備業務委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備を行う開庁日と閉庁日の日数を誤るなど、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、1,472万8,120円あった。</p>	<p>庁舎警備業務における予定価格の積算に当たっては、チェック機能を強化するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>



(緑ヶ丘病院)	
<b>《指導事項》</b>	
<p><b>ア</b> 冷房設備等改修工事において、冷房設備の設置箇所を変更するなど設計内容を変更する場合は、設計変更の手続を行わなければならないが、これを行っていないかった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>工事の設計内容の変更に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ</b> 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>物品購入契約における履行確認検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<b>(3) 会計経理に係る事項</b>	
<b>《指導事項》</b>	
<p><b>ア</b> 固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、当該固定資産の分類を事業資産から事業外資産へと分類換えする決議をし、さらに、処分の理由などを記載した書面により、物品に編入する旨の決議を行った後、廃棄することとされているが、これらを行わないまま全身コンピュータ断層撮影装置（CT）の廃棄をしているものがあった。 なお、前年度監査においても物品に編入する決議を行っていない事例があり、改善が図られていなかった。 (道立病院局)</p>	<p>固定資産の廃棄に係る手続については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ</b> 病院会計に係る費用を本庁会計において執行したときは、当該支出金を病院勘定へ付け替えなければならないが、この付替額を誤っているものがあった。 (道立病院局)</p>	<p>費用の付替処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、誤っていた付替処理については、適切な付替処理に是正しました。</p>

### 3 公用車による交通事故が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>公用車による交通事故</b>	
<b>《指導事項》 修繕費用が、1件10万円以上の支出があるもの</b>	
<p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、50万764円の支出があった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>職員の交通事故等の防止に関しては、院内会議など機会があるごとに注意を喚起し、その徹底を図っておりますが、今後とも、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に更に努めます。</p>